平成２３年（フ）第４８号
千葉県茂原市早野1344番地３、住民票上の住所千葉県勝浦市勝浦36番地
債務者　君塚　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
千葉県いすみ市細尾370番地
債務者　秋場　勇樹
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
千葉県茂原市六田台50番地
債務者　並木　龍一（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
千葉県茂原市茂原641番地１　パインズマンション茂原904号
債務者　徐山愛美こと　徐　　愛美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
千葉県茂原市南吉田407番地
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
千葉県茂原市下永吉2683番地１　カスティーヨ102号、申立時の住所千葉県茂原市早野1081番地
債務者　石井　智美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
千葉県茂原市本小轡１番地12
債務者　宇野　宏戸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
千葉県長生郡白子町南日当716番地３
債務者　渡邉　和照
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
千葉県茂原市東郷2112番地１
債務者　峰嶋　絹代（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２１４５号
愛知県大府市共栄町９丁目７番地の15　フラワーマンション302号
債務者　丹羽椅子店こと　丹羽　源典
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７号
兵庫県加古川市野口町坂井154番地の23
債務者　陽山　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９４号
兵庫県加古川市八幡町宗佐849番地の11
債務者　阪部　由美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1489番地69
債務者　八木瓦店こと　八木　信彦
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０３号
兵庫県神崎郡福崎町福田393番地20
債務者　岸本　徳平
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３０号
兵庫県姫路市東雲町５丁目10番地８、従前の住所兵庫県姫路市上大野１丁目５番26―711号
債務者　高坂　佳秀
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６号
和歌山県御坊市湯川町富安2330番地２　県営下富安団地４号棟84号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町富安2330番地２
債務者　岡山　二彦
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第４７８号
広島市安佐北区亀山西１丁目３番31号
債務者　株本絵里子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８３号
広島市安佐南区東原１丁目３番１―304号
債務者　清水　　正
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部